

(様式 5)

(処分業者用)

令和 7 年 7 月 10 日

長野県知事 様

令和 7 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

協定期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日	
会 社 名	株式会社 常富興業	
住 所	〒391 - 0012 長野県茅野市金沢 4 2 1 5 - 4	
代 表 者 名	代表取締役 朝 岡 賢 一 印	
区 分	中間処理 ・ 最終処分	
許 可 番 号	2 0 2 2 0 1 0 7 4 1	
処 理 施 設 所 在 地 (複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所 在 地
	坂室中間処理場	長野県茅野市宮川竹原 7 2 1 0 - 1
担 当 部 署	開発事業部	
担 当 者 名	稲田英樹	
連 絡 先	TEL	0 2 6 6 (7 2) 0 9 6 6
	FAX	0 2 6 6 (7 2) 9 5 9 1
	電子メールアドレス	h-inada@tsunetomi.co.jp
ホームページアドレス	http://www.tsunetomi.co.jp	

1 産業廃棄物 3 R 実践方針

1. 法令・規則を遵守して、地域の環境保全に貢献する。
2. 処理による周辺への環境影響を軽減し、環境を保全するため、騒音・振動・大気・水質について、地域住民の生活環境に影響が及ばぬよう対策を講じ実施する。
3. 効率的な処理が行えるよう、定量（100 m³/回程度）破碎を実施して燃料等の過剰な消費を抑制し、エコロジーを積極的に推進して地球温暖化抑制対策に貢献する。
4. 資源の効率的な利用を促進するため分別を徹底し、高品質のリサイクル製品を生産して資源再利用に取り組む。
5. 産業廃棄物 3 R 実践協定の推進のため、適正な産業廃棄物処理に関する意識を向上させて適正処理を実践する。

2 取組み目標

(1) リサイクル率目標値（中間処理の場合） (%)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和 7 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値
がれき類	100	99	99	99
全 体	100	99	99	99

(2) 再生利用量目標値（中間処理の場合） (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和 7 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値
がれき類	3,000	2,406	4,171	5,035
全 体	3,000	2,406	4,171	5,035

(3) 最終処分量目標値 (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和 7 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値
廃プラ混合	0	0	0	0
石綿含有廃棄物	0	0	0	0
全 体	0	0	0	0

3 産業廃棄物管理体制

統括管理責任者	朝岡 賢一
施設管理責任者	高山 志郎
施設管理担当者	稲田 英樹
収集運搬責任者	高山 志郎
マニフェスト・帳簿管理	稲田 英樹

上記の業務担当者は、連絡・連携を密に行い、管理データ、トラブル等について常に情報が共有できるようにしている。

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

・ホームページによる情報開示を行い、産業廃棄物の受入れ処理状況について、半年をめぐりに更新する。 ・現場に移動式破砕機を派遣する場合は、予め周辺住民に、処理量・処理方法について説明を行う。また現場には作業内容を掲示する。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
坂室中間処理場	有・無	地元区の視察を年1回4月に実施しています。 毎年6月に雨水排水の水質検査を行う。
	有・無	

6 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）現地確認計画（中間処理業のみ）

区 分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	がれき類・木くず・廃プラ・紙・繊維・建設汚泥	委託状況に応じて、原則として年1回以上は、処理施設に出向き、処理状況の確認を行う。
	金属くず	有価処理を行っているので、処理工場に出向き、処理状況の確認を行う。
最終処分場	建設混合 ガラス・陶磁器くず等	必要に応じて現地確認を行う。

7 従業員教育（研修）計画

担当者研修	産業廃棄物処理技術研修会に参加する。
社員研修	1年に1回程度、処理施設で廃棄物処理に携わり実践的な研修を行う。

8 排出事業者への協力要請

- ・規格に合致する再生材を生産するため、確実な分別に対する協力を依頼する。建築物躯体の廃材は6価クロムの含有量が大きいので、原則として引き受けない。引き受ける場合は事前に成分分析試験結果表の提出を求め、基準内であることを確認する。
- ・路盤材、基礎碎石としての利用については、再生材利用基準に沿って分別を徹底して再生材の品質向上を計り、建設事務所・市町村・建設業者等の需要を喚起する。
- ・アスファルト廃材については、アスファルト合材用骨材原料として中間処理後、合材プラントに有価再生合材として引き渡し一部は破碎処理後路盤材としてリサイクルする。

9 リサイクル技術向上に向けた取組み

- ・がれき類の計画的な処理と効率的な破碎を行い破碎機の稼働効率を向上する。
- ・アスファルト舗装殻については中間処理後、再生合材の骨材原料として再生利用可能となるよう不要な混入物を除去する。また、路盤材としての需要が復活している。

10 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

- ・不法投棄など不適正処理と思われる現場を発見したり、投棄された廃棄物を発見した場合には、直ちに関係機関に連絡を行い、情報提供に心掛け、原因者の特定に協力する。

11 自社処理廃棄物の管理方法

搬入されたがれき類の適正な保管、迅速な処理を心懸ける。搬入量は確実に集計を行い、マニフェストの処理及び帳簿管理も適切に行う。

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

- ・環境認証制度※の取得、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。
- ・処理施設内・周辺的环境保全に努め、整理・整頓・清潔・清掃（4S）に努める。
- ・毎年6月に中間処理場の雨水排水水質検査を行い、地元区に報告書を提出する。騒音・振動についても、測定依頼があれば要望に応じて実施する。
- ・エコアクション21等の環境対応の品質管理システム導入については、文書管理の人員が確保されれば取り組みを開始する。
- ・今年度に電子マニフェストの導入が出来るよう準備を進める。
- ・一部の地域外の解体業者による、委託契約義務を無視した処分依頼には応ずることなく、廃掃法のルールを堅持する。

※環境 ISO 14001、エコアクション 21 等